第３号様式

入会申込書

（賛助会員）

私は、下記の事項を確認し、公益社団法人東京社会福祉士会に入会を申し込みます。

（✔を入れてください）

【団体・個人共通】

* 公益社団法人東京社会福祉士会の目的及び理念に賛同し、貴会の事業推進を援助します。

【個人の場合】

* 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号。以下「法」という。）第２８条の規定に

よる社会福祉士の登録を受けていません。

* 法第２８条の規定による社会福祉士登録を受けた場合には、遅滞なく正会員入会の届出または退会届を提出します。

申込日　　　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 性別個人の場合のみ✔ | □男　　□女 　□その他 |
| 氏名又は団体名 |  |
| 生年月日又は団体設立年月日 | 西暦　　　　年　　月　　日 |
| 団体の場合代表者名・役職 | （ 　　　　） | 電話番号又は代表番号 | 　　　（　　　） |
| 住所又は団体所在地 |  | 携帯番号 | 　　　（　　　） |
| FAX番号 | 　　　（　　　） |
| メールアドレス | 　　　　　　＠ |
| 会報のメール配信※どちらかに✔ | □希望する　□希望しない注：「希望する」を選択の場合、郵送は行いません。 |
| 入会理由 |  |
| 【個人の場合】所　属学校･勤務先等 | 名　称： |
| 所在地： | 電話番号 | 　　　（　　　）　　　 |
| 【団体の場合】担当部署 | 部署名： | 電話番号 | （　　　） |
| 担当者名： | メールアドレス | ＠ |

【必要添付書類】

１．活動概要等に関する資料（団体の場合のみ）

【確認事項】

１．入会の可否は、定款第５条第３号に基づき、理事会において決定します。

２．届出事項に変更が生じた場合は、入会及び退会規則第６条に基づき「変更届」の提出が必要です。

３．個人の賛助会員は、入会後に法２８条の規定により社会福祉士の登録を受けた場合は、賛助会員を退会した上で、正会員として改めて入会する必要があります。

４．退会する場合は、入会及び退会規則第５条に基づき「退会届」の提出が必要です。

５．次に該当する場合には、会員資格喪失となります。

（１）死亡したとき、又は団体が解散したとき。

（２）正当な理由がなく、会費を２年以上納入しなかったとき。

（３）総正会員が同意したとき。

【2025年7月版】